# 囲繞景観の評価手法に関する調査

Research on evaluation methods of enclosed landscape

(研究期間 平成 15~17年度)

環境研究部 緑化生態研究室 Environment Department Landscape and Ecology Division

室 長 松江 正彦

Head Masahiko MATSUE

主任研究官 小栗ひとみ Senior Researcher Hitomi OGURI

The Ministry of Environment added "enclosed landscape" as a new item of an environmental impact assessment in 2000. The purpose of this research is clarifying a concept of enclosed landscape on the road environmental impact assessment, and making a practical explanatory.

## [研究目的及び経緯]

環境省が提示した「自然との触れ合い分野の環境影響評価技術検討会中間報告書」(平成12年8月)では、従来の「眺望景観」と並んで、新たに「囲繞景観」が評価項目に加えられた。すでに、方法書に対する知事意見において、「囲繞景観」を実施すべしとされた事例もあり、今後「囲繞景観」は項目として取り上げられることが多くなるものと予想される。そこで、本研究では、道路の環境影響評価における「囲繞景観」の取り扱いについて、その考え方を整理するとともに、調査・予測・評価手法に関する実践的な解説書を作成するものである。

## [研究内容]

開放的なランドスケープを有する平地自然地域を対象として、前年度に整理した実施手順案に基づくケーススタディを行い、実施手順案で示した景観区の設定方法および調査・予測・評価手法の適用性について検証を行った。

# 「研究成果]

本研究では、自然環境がつくりだす空間の見え方を「景観」として捉え、自然要素が構成する空間の内部に立った時に、人間を取り巻いて見える景観像を「囲繞景観」として定義した。囲繞景観においては、特定の視対象が存在しないため、視点場も固定されず、客体と主体の位置関係により、その景観像の形や大きには絶えず変化する。したがって、囲繞景観の評価においては、保全すべき対象を限定しない限り、検討対象は広範囲に及ぶ可能性があり、事業による影響の把握を適切かつ合理的に行うことが困難となる。そこで、「地域特性の把握」にあたっては、図・1に示す手順案にしたがって、地形や植生等の基礎情報をもとに作成した景観の類型区分から、地域の景観特性を表す「地

域を特徴づける景観」(検討レベル: 1/50,000~1/25,000)を把握し、さらに保全の対象となる「注目すべき景観」(検討レベル: 1/25,000~1/10,000)を抽出することとした。

#### 1)地域を特徴づける景観

景観 / 空間の重要な指標となる等高線を軸に、地形および植生の分類との関係から景観の類型化を行った(図-2)。このうち、標高 100m 以上の地域は、自然を中心とした山地の風景であり、山林や小規模な農耕

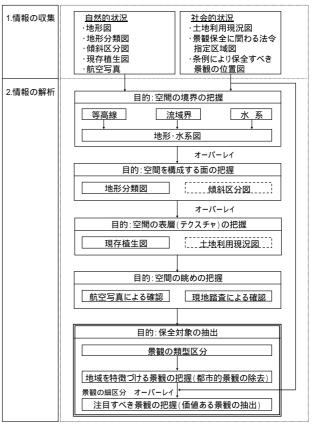


図 - 1 囲繞景観における地域特性の把握手順案

地によって特徴づけられる景観である。この地域の景 観は、流域界によって分節されるため、山地の傾斜地 と谷底の平地との関係から、「山峡の自然景観(A)」 「山間の里山景観(B)」「谷戸の里山景観(C)」に区分 を行った。一方、標高 100m 以下の地域は、人の利用を 中心とした平地の風景であり、畑地・水田や市街地に よって特徴づけられる景観である。この地域の景観は、 標高 20m~40m の範囲に形成された市街地によって分 節されるため、土地利用の関係から「山裾の田園景観 (D)」「平野の田園景観(E)」「市街地の都市景観(G)」 「市街地の自然景観(H)」に区分し、これに「河川の水 辺景観(F)」を加えた。このうち、「自然との豊かなふ れあい」に関わる景観の環境要素に該当しない(G)と (H)を除外し、残りの6つの景観区分を「地域を特徴づ ける景観」として抽出した(図-3)。

#### 2)注目すべき景観

1)で区分した「地域を特徴づける景観」について、 区分ごとに景観/空間特性に基づく細区分を行い、そ れらを単位として景観の価値を判断し、「注目すべき景 観」を把握した。価値の判断にあたっては、「人為的な 影響がない自然景観、または自然の秩序に合わせた土 地利用がつくる里山や田園の風景は、自然の造形美を 感じさせる価値を有する」との考え方を前提とし、自 然公園の指定区域内の景観や、地域の景観 100 選等に おいて既に価値が認められている景観を基準に、主に 都市化の度合いから価値の相対評価を行った。結果は、 図 - 4のとおりである。なお、景観価値の判断基準に ついては、根拠を明確に示す必要があることから、今 後国内の既存情報を精査し、検討を重ねる必要がある。

## 3)影響範囲の想定

囲繞景観への影響範囲は、計画路線の可視領域と保 全対象の関係から求められる。したがって、計画路線 の可視領域のうち、計画路線の中心から 500m 以内の近 景域に存在する「注目すべき景観」の領域で、道路構 造物の限界認知距離とされる計画路線の中心から概ね 3km 以内の中景域を超えない範囲が影響範囲として想 定される(図-5)。

# 4)まとめ

以上の結果から、図 - 1に示した「地域特性の把握」 の手順により、保全の対象となる「注目すべき景観」 (価値ある景観)の絞り込みが可能となり、囲繞景観 のスコーピングに必要な判断ができることがわかった。 [成果の活用]

来年度に環境条件の異なる区間でのケーススタディ を実施し、これらの結果から評価手法をとりまとめる とともに、解説書の作成を行う。本解説書は、評価書 記載の雛形的参考資料として活用を図る予定である。



景観類型区分図



「地域を特徴づける景観」分布図 図 - 3



「注目すべき景観」分布図

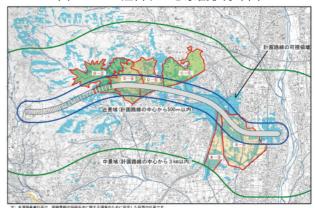


図 - 5 「注目すべき景観」への影響範囲図